

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 林業課

法令名	林業労働力の確保の促進に関する法律	法令番号	平成8年法律第45号					
手続名	林業労働力確保支援センターの指定	根拠条項	第11条第1項					
審査基準	<p>事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、林業労働力の確保の促進に関する法律第12条に規定する業務を適正かつ確実に行うことが認められるものであること。</p> <p>県に1個限り、林業労働力確保支援センターとして指定することができる。</p>							
	受付機関	林業課	処理機関	林業課	交付機関	林業課	標準処理期間	15日
							標準経由期間	日